

3 基本施策の展開

第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり

～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実～

1 地域福祉活動の充実

前期基本計画の取組

本施策は、佐倉市地域福祉計画及び福祉分野の個別計画に基づき取組を進めました。特に、権利擁護の施策として、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方を支援する成年後見支援センターの開設、成年後見制度に関する常設の相談窓口の設置、相談会の開催などを行いました。

現状と課題

住民の生活課題や福祉ニーズは多様化、高度化しており、より専門的な視点からの対策が求められています。しかし、行政サービスでこうした課題の全てに対応していくことは、困難であることから、行政サービスの充実に加え、住民相互の支え合いや多様な主体が連携する地域福祉活動の推進が必要となっています。

基本方針

誰もが住み慣れた場所で、自分らしい生活を維持していくことができるよう、地域支援団体などによる住民が主体となった福祉活動が充実するよう、各種の啓発、支援を実施します。また、住民相互の支え合いを構築し、多様な主体（自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所など）が連携する地域福祉活動を推進します。

施策

(1) 人と人とのふれあい、交流があり、ともに支え合うまちづくりを推進します

社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO法人及びボランティアなどをはじめ、市民による自主的な福祉活動を支援するとともに、地域の福祉活動への参加を促進します。また、誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民相互の支え合いによる地域福祉コミュニティづくりを推進します。

(2) 地域福祉活動に関する情報の発信を推進します

住民が主体となって地域で取り組んでいる様々な地域福祉活動について、情報を収集して発信することで、地域福祉活動に対する市民の理解の促進・啓発に努めます。

2 市民の健康づくりの推進

前期基本計画の取組

【健康づくりの推進】

市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、自分に合った健康プランを持ち、実践できるような啓発を行いました。また、健康づくりを地域ですすめるリーダーを育成するため、食生活改善推進員の養成講座や研修を実施し、地域における活動を支援しました。

【生活習慣病対策】

生活習慣病（食習慣、運動不足、ストレス、喫煙、飲酒、口腔衛生など）の予防対策として、運動教室、栄養講座、出前健康講座などの健康教育や健康相談を実施しました。また、こころの健康づくりを推進するために、各種相談事業やゲートキーパー養成研修を実施しました。

【健診（検診）受診率や予防接種率の向上に向けた普及啓発の強化】

健診（検診）については、特定健診・健康診査とがん検診を複合検診として実施し、特定健診・健康診査においては、クレアチニン検査を実施しました。

また、はがきによる検診未受診者への受診勧奨のほか、検診日程などについて、市広報紙・ホームページへの掲載、地区回覧、公共施設での掲示等啓発を実施しました。

予防接種については、「高齢者肺炎球菌ワクチン接種費一部助成事業」を実施しました。

【地域医療の充実】

地域医療については、地元医師会、歯科医師会の協力のもとに、休日当番医、休日夜間急病診療所や小児初期急病診療所を運営してきました。また、医療機関などと連携しながら、体制の維持充実に努めました。

【特定疾患の患者の支援】

原因が不明で治療方法が未確立となっている特定疾患は、長期にわたり治療を要し、日常生活に相当な制限を受けるとともに、医療費が高額であるなどから、その患者に対し支援を行いました。

【新型感染症等の健康危機対応体制の充実】

新型インフルエンザなど感染症による健康危機に備え、平成25年3月に新型インフルエンザ等対策本部条例を策定しました。また、平成26年8月に、政府行動計画及び千葉県行動計画に基づき、佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成・発表し、対策の総合的な方針や実施する措置の基本的な事項を示しました。

現状と課題

【地域での健康づくりの重要性】

健康づくりを推進するためには、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択して実践し、主体的に健康づくりに取り組むことが必要です。そのためには、疾病予防を重視した施策の充実と、市民自らが健康の保持増進に取り組むために、地域の中で支え合い励まし合って取り組んでいく環境づくりが必要です。

【生活習慣病の改善】

日本人の死因のうち約6割は生活習慣病が占めており、健康長寿の大きな阻害要因であるば

かりでなく、それに伴う医療費の増加が社会的な問題となっています。

生活習慣病を予防するためには、日常生活を振り返り、運動習慣の定着や食生活の改善など、健康的な生活習慣を確立することが重要です。しかし、働き盛りの年代の各種健診の受診や保健事業への参加率が低くなっており、啓発が必要です。また、医療費の適正化に向け、糖尿病などの重症化予防への取組が必要です。

【健診（検診）受診率や予防接種率向上】

がんの早期発見や肺炎による重症化防止などを推進するためには、更なる健診（検診）受診率及び予防接種率の向上が必要です。そのためには、市が意義や重要性についての啓発活動を推進するだけでなく、市民においても、各世代を通じ、健康と病気の予防に対する意識を持つことが求められます。

また、予防接種については、助成事業が定期接種化に伴い終了したため、今後、定期接種の周知啓発を充実させ、接種率の向上を図っていくことが重要です。

【相互連携体制による地域医療環境の充実】

少子高齢化や社会環境の変化に伴い、市民の医療に対するニーズは、多様化・高度化しています。そのため、医療機関の相互連携体制の構築が必要となってきました。また、住み慣れた地域で、安心して暮らすためにも、一人ひとりの健康を守る医療は不可欠であり、地域医療の充実を図る必要があります。こうした地域医療において、中心的な役割を担うのが「かかりつけ医」であり、病気の相談・治療だけでなく、必要なときにはふさわしい医療機関を紹介するなどの役割を担うため、「かかりつけ医」の更なる定着が必要となります。

【救急医療体制の維持】

本市では、休日及び時間外の一次救急患者に対応するため、地元医師会、歯科医師会の協力のもと、休日当番医、休日夜間急病診療所及び小児初期急病診療所を運営していますが、救急病院に指定されている病院において、一次救急患者が時間外に多く受診し、本来緊急性を要する二次救急患者、三次救急患者の受入れが困難になっています。これに対し、休日当番医、休日夜間急病診療所及び小児初期急病診療所を維持するとともに、市内の休日や時間外の一次救急医療の更なる充実を図り、子どもから大人まで安心して医療が受けられる体制づくりを充実する必要があります。

【難病患者などの支援】

難病は、治療が困難であり、慢性的経過をたどるため、本人及び家族の身体的・精神的負担を軽減する支援が重要です。

【新型感染症の流行などの健康危機対応体制の充実】

新型インフルエンザなど感染症による健康危機に備えた体制を整備するため、佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、より具体的な行動マニュアルの作成や、備蓄品の整備などが必要です。

基本方針

特定健診・健康診査、各種がん検診、予防接種、保健指導などの保健事業の充実を図るとともに、地域でのリーダーの育成に努め、市民が主体的に行う健康づくりの活動を支援することで、活動に参加しやすい環境を整え、「健康のまち佐倉」が定着するよう、市民が健康に関心を持って

るような取組を推進します。

また、地域医療の構築、救急医療の充実のために、医師会、歯科医師会、医療機関などと連携を図り医療体制を維持します。また、医療情報の収集や提供に努めるとともに、感染症に対する健康危機対策を強化し、市民が安心して暮らせるまちを目指します。

施 策

(1) 「健康のまち佐倉」を推進します

市民自らが健康づくりを推進できるように、人材の育成及び活動に参加しやすい環境を整え、健康プランの推進と予防施策の充実を図り、地域での健康づくり活動を推進します。

(2) 生活習慣病の予防を推進します

特定健診や特定保健指導の実施のほか、広報やホームページによる啓発活動を通じて、市民の健康意識を高揚し、生活習慣病の予防と重症化予防を推進します。また、こころの健康の重要性と正しい知識を普及啓発します。

(3) がん・感染症などの早期発見・重症化防止を推進します

各種がん検診、定期予防接種などの保健事業を充実させるとともに、がんや感染症に関する正しい知識の普及啓発を図り、早期発見、重症化の防止などを推進します。

(4) 医療に関する情報の提供を推進します

市内の医療機関に関する情報の収集、市民への提供の充実を図ります。また、地域医療の充実のため、「かかりつけ医」の重要性について周知啓発を行います。

(5) 救急医療体制を維持・充実します

地元医師会、歯科医師会、市内の病院と連携し、休日当番医、休日夜間急病診療所及び小児初期急病診療所の救急医療体制の維持・充実を図ります。

(6) 難病者等の支援を推進します

難病者等及びその保護者の生活の安定と福祉の増進を図ります。

(7) 健康危機対策を充実します

新型インフルエンザなど感染症の発生時に、市の行政機能及び医療体制を維持しながら、市民に必要な情報を速やかに提供し市民の安全を確保出来るよう、体制を整備します。

3 子育て支援の充実

前期基本計画の取組

【妊娠・出産・乳幼児期を通じた母子の健康の確保】

幼児健診未受診者への受診勧奨を強化し、1歳6か月児健診においては平成26年度に受診率95.4%へ、3歳児健診においては平成26年度に受診率86.5%へ増加しました。

また、子育てへの不安感、負担感がより高いと考えられる、若年の母親（平成23年度から）、多胎児（平成24年度から）、低体重で生まれた児の保護者（平成26年度から）を対象として集いを開催し、同じ境遇にある母親同士の交流を図り、孤立防止に努めました。

平成24年度から、「自分を大切にする」という視点で、学校の養護教諭と保健師の協働で保健授業を実施し、自己肯定感の醸成と父性・母性の育成に努めました。

【感染症の予防】

麻疹風しんの2期については、就学児健診での健康教育に加え、各年ともはがきでの個別勧奨と電話勧奨を行いました。電話による直接勧奨により、接種を迷っている方が接種を行ったケースもあり、接種率の向上につながりました。

平成24年度からの風しん流行に伴い、平成25年に「佐倉市先天性風しん症候群予防対策ワクチン接種費用助成制度」を単年事業として実施し、健康維持と病気の予防に努めました。

平成26年度から、1、2歳児を対象に、「おたふくかぜ予防接種一部助成制度」を開始し、こうほう佐倉、市ホームページによる情報提供や医療機関でのポスター掲示などにより、接種率の向上に努めました。平成26年度には、964人に助成を実施しました。

【保育ニーズへの対応】

保育園などの整備により、保育定員を大幅に拡大し、平成26年度末には市全体で1,904人の定員を確保しました。また、全ての保育園で延長保育の実施、一時保育の拡充、病後児保育の実施など、多様化する保育ニーズに対応するとともに、子育て家庭のニーズにあった保育サービスなどを提供するため、子育てコンシェルジュによるきめ細かな支援も開始しました。

【就学児の放課後健全育成】

学童保育所においては、入所児童数が過密となっている施設について、過密解消のため施設整備を行いました。また、小学校6年生までの利用受入れの推進も行っています。また、長期休暇中のみでも利用できる体制を整備しました。

【地域社会における子育て機能や意識の醸成】

地域子育て支援拠点事業の実施カ所数を、平成26年には16カ所へ増やし、地域における相談・交流環境の向上を図りました。また、ファミリーサポートセンター事業の実施により、地域における子育ての相互援助による支援システムを整備しました。

【家庭における育児不安などへの対応】

子育てコンシェルジュ（利用者支援事業）の開始など相談体制の充実を図るだけでなく、「怒鳴らない子育て講座」を開催するなど、相談・啓発両面から取組を推進しました。

【子育てに係る経済的支援】

子ども医療費助成について、県の補助対象に上乘せし、中学校3年生まで通院・入院とも所得制限なしに拡大しました。また、母子家庭のみを対象としていた制度について、対象を父子

家庭にも拡大しました。

【児童虐待防止】

児童虐待の防止に向け、虐待防止ポスターや市民カレッジなどへの講師派遣を行い、児童虐待防止へ意識の啓発を図りました。また、平成24年度から「佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク」を設置し、家庭内などにおける虐待・暴力対策への関係機関の情報交換と支援の連携強化を図っています。また、実務者会議、個別検討会議など、協議の場を多数持つことで、多様化する問題への連携対応を行いました。

現状と課題

【妊娠・出産・乳幼児期を通じた母子の健康】

合計特殊出生率は微増していますが、出生率の改善がみられないため、切れ目ない支援体制を構築し、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備する必要があります。

【感染症の予防】

健やかな親子の成長と安全を支えるために、感染症の予防と重症化の防止は重要です。今後も継続して定期予防接種の充実と予防接種率の向上に努めることが必要です。

【保育ニーズの増加・多様化への対応】

共働き家庭の増加に伴う保育ニーズの高まりのため、保育園の待機児童が発生しており、解消に至っていません。また、就労形態も多様化しているため、延長保育や休日保育など多様な保育ニーズも発生しています。こうしたニーズは小学生においても同様に発生しており、学童保育所の整備・拡充も必要となっています。

【地域社会における子育て機能や意識の醸成】

少子化や核家族化の進行に伴い、子どもを地域ぐるみで育むという、地域での子育て機能や意識が希薄になっています。これまでの取組を踏まえながら、子どもと子育て家庭を社会全体で支援する体制を更に進めていくことが必要です。

【家庭における育児不安などへの対応】

核家族化の進行、地域社会の交流の希薄化などにより、子育てに関して誰にも相談できず、育児不安を抱え、孤立感を覚える保護者が増えています。また、相談の内容も複雑、多様化する傾向がみられるため、相談できる場の整備が必要です。

【子育てに係る経済的支援】

子育てに要する経済的負担の軽減を図るため、保育料や子ども医療費助成など経済的支援をしていく必要があります。また、ひとり親家庭に対しても、引き続き経済的支援を行うことが求められています。

【児童虐待の防止】

児童虐待の相談件数の増加や支援を要する家庭の抱える問題の多様化により、各機関の相談支援体制の強化が必要になっています。

基本方針

全ての子ども一人ひとりが、かけがえのない個性ある存在として認められ、健やかに成長できる社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、「妊娠、出産から子育てまでサポートできる環境の整備」など、妊娠から育児まで、子育て期全般の切れ目のない、様々な子育て支援事業を推進します。

また、子育てに係る経済的支援を推進するとともに、ひとり親家庭などへの支援については、的確な実情把握の上、生活の安定と自立支援の充実を図ります。社会的支援を要する家庭に対しては、住民に身近な様々な機関のサービスやネットワークを活用し、児童虐待防止、早期発見、早期対応など、支援までのきめ細かな対応を行えるようするための体制づくりを推進します。

施策

(1) 妊娠・出産・育児の各期に応じた健康保持に必要な支援を行います

子ども・子育てに係る様々な取組を推進することにより、安心して産み育てることができ、子ども達が健やかに成長できるよう支援します。また、子どもや家庭がニーズに応じたサービスを利用し、妊娠・出産・子育てを通じて、切れ目のない支援を受けることができる支援体制を整備します。

(2) 感染症予防を推進します

定期予防接種により、乳幼児、小児の感染症予防を推進します。また、感染症に関する情報提供、正しい予防知識の普及啓発などを進め、子どもの健やかな成長を支援します。

(3) 保育・子育て支援事業を充実します

保育園などの整備により、保育定員を増やし、待機児童ゼロを図るとともに保護者の就労状況に関わらず利用できる認定こども園の普及を進めます。また、質の高い教育・保育サービス提供のため、職員の専門性と資質の向上に積極的に取り組みます。

学童保育所については、入所児童が多く過密になっている施設や、小学校6年生までの受入れができていない施設について整備を進めます。また、児童の健全な成長のために必要な保育内容について検討します。

(4) 子育て情報の提供と、相談・交流の場づくりを推進します

子育て家庭が気軽に利用できる相談や学習の場、親子の交流の場づくりなどを推進するとともに、子育て支援サービスに関する情報が必要な方に届くよう、相談窓口での支援や様々なメディアを活用し、情報提供を行います。

(5) 地域における子育て協力体制づくりを推進します

子育てを社会全体で行っていく必要性について意識啓発を図るとともに、地域における子育ての相互援助を支援します。

(6) 子育てに係る経済的負担の軽減を推進します

少子化の要因の一つである子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、適切な支援を推進します。また、近年増加するひとり親世帯の、生活・就労・養育に関する悩みを抱えた保護者に対し、引き続き生活の安定と自立に必要な相談・援助を行います。

(7) 児童虐待防止対策を推進します

児童虐待の発生を予防するため、児童虐待に関する防止活動の啓発・周知、子育て支援者向けの子育て講座などを実施します。また、複雑化する児童虐待問題に対応するため、関係機関との連携を強化し、防止対策を推進します。



保育園の園庭で遊ぶ子どもたち



佐倉市子育て支援センター



学童保育所の様子

4 高齢者支援の充実

前期基本計画の取組

【高齢者の安心な暮らし】

本市及び市内5カ所の地域包括支援センターを中心に、福祉サービスの維持・充実を図るとともに、保健・福祉・介護に関する総合的な情報提供を徹底してきました。また、介護予防に関する知識の普及や地域における自主的な取組促進のため、介護予防に関する出前講座や教室などを積極的に実施してきました。更に、介護施設については、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設をはじめ、一定の施設整備を図ることができました。

このほか、認知症に関する正しい知識や接し方の普及と認知症の方とその家族を見守る、認知症サポーターの養成に取り組んできた結果、認知症サポーターは1万人を越え、現在も支援の輪は広がっています。

【高齢者の生きがい支援の推進】

高齢者就業援助法人（佐倉市シルバー人材センター）と連携した就労機会の確保や、高齢者クラブ活動の支援などを通じた社会参加の促進、教養教室など実践型学習活動の推進、世代間交流の推進など、高齢者の生きがい創出に取り組みました。

現状と課題

【高齢者の生きがい支援の推進】

今後も高齢者人口の増加が見込まれることから、老後の生計安定、社会参加による生きがい創出、健康の維持・増進、敬老意識の普及向上を図るため、高齢者の就労機会の確保、社会参加の促進、世代間交流を推進していく必要があります。

【地域包括ケアシステムの構築の推進】

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進していく必要があります。

【介護予防、生活支援サービスの充実】

介護予防については、これまで市や地域包括支援センターを中心に取り組んできましたが、今後は、地域における自主的な取組を促進していく必要があります。

また、生活支援サービスについては、改正介護保険制度に基づき、既存の介護事業所による給付サービスに加え、NPOや民間事業者など多様な主体による多様なサービスの提供が可能となったことから、より市の特性に合った取組を展開していく必要があります。

【認知症施策、高齢者見守り体制の推進】

誰もが認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する「認知症にやさしい佐倉」を目指し、地域における支援の輪を広めていく必要があります。また、地域全体で高齢者をさりげなく見守る体制づくりを推進していく必要があります。

【介護保険サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険サービスの推進】

要支援・要介護認定申請者数、介護保険サービス利用者数が年々増加の一途をたどっている現状を踏まえ、限られた財源の中で、介護保険料とのバランスを取りながら介護保険サービスの整備を目指すとともに介護保険サービスの質の向上に努めます。

基本方針

高齢者が生きがいを感じ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生きがいの支援、地域包括支援センターの機能強化、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、生活支援・介護予防の充実などを図り、更なる地域包括ケアシステムの整備を推進します。

また、急速な高齢化に伴う介護保険サービス利用者の増加に対応するため、サービス量の確保、質の向上に努め、サービスの適正な利用を推進し、給付と負担のバランスが確保された持続可能な介護保険制度の運用を図ります。

施策

(1) 高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりを推進します

高齢者の就労機会の確保、社会参加の促進、世代間交流の推進などを通じて、高齢者の生きがいづくりを支援します。

(2) 介護予防を推進します

高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域での自立した生活を維持するため、介護予防に関する知識の普及と地域における自主的な取組を促進します。

(3) 多様な生活支援サービス提供体制の整備を推進します

高齢者の生活のニーズに合わせた日常生活支援サービスなどを、提供できる体制を整備します。また、高齢化の進行による要介護者の増加に伴い、在宅での家族介護も増えることから、介護の不安や孤立感を抱える在宅介護者に対する支援の充実を図ります。

(4) 認知症施策を推進します

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、市民一人ひとりが認知症に関する正しい知識を持つとともに、地域全体で支えるための体制の整備を推進します。

(5) 介護保険制度の効率的運用を図ります

要支援・要介護認定申請者数、介護サービス利用者数が年々増加の一途をたどっている現状を踏まえ、適正に介護保険サービスの提供が行えるよう介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付を図ります。

(6) 医療・介護・福祉・保健のネットワーク構築を推進します

医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、医療・介護・福祉・保健のネットワークを図ることにより、更なる地域包括ケアシステムの構築を推進します。

5 障害者福祉の充実

前期基本計画の取組

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるように、理解を深める啓発、広報活動などを実施しました。

現状と課題

高齢化などの進展に伴い、本市の障害者手帳の所持者及び、自立支援医療（精神通院医療）受給者は増加傾向にあるとともに、障害の重度化・重複化なども見られます。

このような中で、障害のある人が障害のない人と同じように、自らの決定・選択に基づき、地域において自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域生活への移行に向けた取組を一層推進することが求められています。

また、多様化するニーズに応えるため、相談支援、地域生活や就労の支援、社会参加の促進など、ライフステージに応じた支援を行うとともに、地域社会が一体となって、障害のある人が地域で生活を送ることができるよう支援していくことが必要です。

基本方針

障害者への理解を深めるための啓発、広報活動などを推進し、障害のあるなしに関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合い、支え合う社会の実現を目指します。

施 策

（１）障害に対する理解を促進します

市民が障害及び障害のある人について正しい理解を得られるように、様々な啓発活動や広報活動を推進します。

（２）障害福祉サービスを充実します

関係機関との連携を図りながら、障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実や、障害者施設の整備に対する支援などを行い、障害のある人の地域での生活を支援します。

6 国民健康保険、後期高齢者医療の適正適用

前期基本計画の取組

【地域住民の健康保持増進と地域医療の確保】

特定健診・健康診査や人間ドックの助成、保健指導などによる健康増進活動と、地域医療との連携により、医療給付の適正化に努めました。

【国民健康保険財政基盤の強化】

平成24年度から人間ドック受検に対する費用の一部助成を行い、疾病の早期発見、予防し、医療給付の適正化に努めました。

【特定健診などの受診率向上】

国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進のため、特定健診・健康診査、特定保健指導を実施し、疾病の早期発見、予防に努めました。

現状と課題

【地域住民の健康保持増進と地域医療の確保】

病類別疾患の上位を占める循環器系疾患のうち、高血圧、心疾患関係に続いて件数の多い脳疾患関係について、早期発見・予防のため、脳ドック受検に対する費用の一部助成の実施が求められています。

【国民健康保険財政基盤の強化】

国民健康保険は、市民の高齢化による年齢構成の変化から、医療費の水準が増加しています。その一方で、所得水準の低下に伴い、市民の保険料負担は重いものになっています。こうした状況から、平成30年より国民健康保険制度の広域化を実施することが決定されたことを受け、千葉県と協同して、持続的かつ安定的な財政基盤を確保することが必要です。

【特定健診などの受診率向上】

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のため、特定健診・健康診査、特定保健指導の受診率向上を推進していく必要があります。

基本方針

国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の持続的かつ安定的な運営を確保するとともに、医療費の適正化を目指します。

施策

(1) 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度を適正に運用します

加入者が安心して医療が受けられるよう、財政の健全化、税（料）負担の公平性・公正性の確保を推進します。

(2) 特定健診、特定保健指導を推進します

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健診・健康診査を実施し

II 分野別計画

ます。また、健診結果を踏まえ、生活習慣病の予防・改善のため、個々の生活習慣などの特性に応じた保健指導を推進します。

(3) 保健事業を推進します

加入者の自主的な健康増進・疾病予防の取組の支援、及び、重症化の予防をするための保健事業を推進します。



住民健診・検診の様子

7 生活困窮者支援の充実

前期基本計画の取組

生活保護受給者などの自立促進のために、平成25年度から成田公共職業安定所と協定を結び、「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施するとともに、同年8月から就労支援コーディネーターを雇用し、就労支援を実施してきました。

また、第二のセーフティネットとして導入された「生活困窮者自立支援制度」については、平成25年10月からモデル事業を開始し、平成27年4月からは生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業を核として、就労準備支援事業、家計相談支援事業を実施し、生活困窮者の相談体制の充実に努めました。

現状と課題

本市の平成25年度の生活保護率は6.9%（パーミル：千分率）で、平成15年度の4.0%から増加していますが、同年度の千葉県（12.9%）や全国（17.0%）の生活保護率と比較すると低水準です。

全国的には、リーマンショック後に増加した保護世帯数は、近年の景気回復などの影響により高止まりの状態ですが、今後も低所得者世帯が経済的に自立できるように、実態と要望を的確に把握し、適切な指導・援助を行っていくことが重要です。

また、平成27年4月開始の生活困窮者自立支援事業について、利用促進を図っていくことが重要です。

基本方針

生活保護受給者に対しては、就労支援の実施による自立促進に努めます。また、生活保護に至る前の生活困窮者に対しては、相談事業を核とした相談体制の充実と就労支援などによる自立促進に努めます。

施策

（1）生活困窮者の自立を促進します

生活保護受給者等に対して、ハローワークと連携を図り、対象者の特性に合わせた就労支援を実施することにより、自立の促進を図ります。

（2）生活困窮者の相談・支援体制を充実します

生活保護に至る前の、経済的な理由により生活に困る方に対して相談窓口を設置し、支援体制の充実を推進します。